

ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物の追加について



廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令などの一部を改正する政令」が、平成 14 年 10 月 23 日（水）に公布されました。この政令はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から排出される廃棄物であって、ダイオキシン類を含むものを特別管理産業廃棄物に追加するなどの改正を行うものです。

●改正の趣旨

現在、廃棄物の焼却炉において生じた燃え殻、ばいじん、廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設において生じた汚泥のうち、一定濃度以上のダイオキシン類を含むものが特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物または特別管理一般廃棄物）とされており、そのままの埋め立ての禁止などの処分基準が定められています。

今回、その他のダイオキシン類対策特別措置法の特定施設または特定施設を有する工場、事業場から排出される一定濃度以上のダイオキシン類を含む廃棄物を特別管理廃棄物とし、焼却炉から排出されるばいじん等と同様の処分基準を適用すべく、政令を改正するものです。

特別管理産業廃棄物として指定されるものは表 1 の基準を超える廃棄物で、ダイオキシン類対策特別措置法で指定される特定施設より排出される廃棄物となっています。

なお、この基準は平成 14 年 12 月 1 日から正式に適用された値となっています。

表 1. 各媒体の排出基準

媒体	排出基準
ばいじん	3 ng-TEQ/g (含有量)以下
汚泥	3 ng-TEQ/g (含有量)以下
廃酸	100 pg-TEQ/l (含有量)以下
廃アルカリ	100 pg-TEQ/l (含有量)以下

注：排出基準は、2,3,7,8 - TeCDD の毒性に換算した毒性当量（TEQ 換算値）となります。

詳しくは、当社 担当者 **戸邊（フリーダイヤル0120-01-2590 内線295）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

